

○概要○

■審査・認定対象作業所

【A受付】日建連会員会社が元請の建設作業所で、かつ、2019年4月1日～2019年7月31日に完工する作業所であること

【B受付】日建連会員会社が元請の建設作業所で、かつ、2019年8月1日以降に完工する作業所であること

(A受付：比較的残工期の短い工事を想定。 B受付：比較的残工期の長い工事を想定。)

ただし、A、Bとも第1回快適職場認定にて「プラチナ認定」を受けた作業所の申請は受け付けない。

また、A受付にて申請した作業所(申請後、工期が2019年8月1日以降に延長した場合も含む)については、B受付の申請は受け付けない。

■【A、B共通】審査の対象となる、施策内容

作業所で作業する建設技能者の職場環境等の改善を目的として、申請会社が実施した施策であること

■【A、B共通】審査の対象となる、施策が実施された期間(審査対象期間)

工事着手から申請受付期間終了日までの間に実施された施策であること

■申請受付期間

【A受付】2018年11月1日から2018年12月14日

【B受付】2019年3月1日から2019年3月31日

■審査項目

大項目	小項目
(A) 建設技能者が作業する際の心身の負担軽減を目的とした、作業空間・方法の改善	①～⑤
(B) 作業所(作業現場)における、建設技能者の生活環境向上のための施設・設備の設置・整備、及びその適正な維持管理	⑥～⑬
(C) その他	⑭～⑲

■審査基準

本資料2～5ページを参照すること

■認定条件【A、B共通】

- (1) 小項目⑥⑦⑧⑭⑮⑯の基準をすべて満たしていること
- (2) 基準を満たした小項目に割り当てられたポイントを合計し、その合計値が18ポイント以上であること
- (3) 基準を満たした小項目に割り当てられたポイントを合計し、その合計値が21ポイント以上であること
 - 上記の条件(1)(2)を満たした場合、「快適職場」と認定する
 - 上記の条件(1)(3)を満たした場合、「快適職場(プラチナ)」と認定する

■審査基準（1/4ページ）

(A) 建設技能者の心身の負担軽減を目的とした、作業空間・方法の改善

黄色：認定必須項目

中項目	小項目【審査基準】	認定に必要な資料	ポイント	備考	参考資料
建設工事現場における作業中の適正な温熱環境の維持	①	I：外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること。	1	I、IIそれぞれにつき1ポイント	
		II：透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装（ヘルメットも含む）の支給、または購入費の補助の制度があること。	1		
建設工事現場における作業空間の安全性の確保	②	整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、作業場の無段差化、注意喚起機器類[WBG T警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等	最大3	1施策につき1ポイント（最大3ポイントまで）※複数の機器の設置等がされていても、同種の施策と認められる場合は1ポイントとする	
建設工事現場における作業中の視環境、空気環境、音環境の管理	③	照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等	最大3	1施策につき1ポイント（最大3ポイントまで）※複数の機器の設置等がされていても、同種の施策と認められる場合は1ポイントとする	
建設工事現場で作業する建設技能者の身体負担・労力軽減	④	作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬等作業の負担軽減策の実施[助力装置導入、ICT建機の導入等]、等	最大2	1施策につき1ポイント（最大2ポイントまで）※複数の機器の設置等がされていても、同種の施策と認められる場合は1ポイントとする	
建設技能者の業務効率の向上	⑤	タブレット端末等の活用による、電子的な情報管理	1		

(B) 作業所(作業現場)における、建設技能者の生活環境向上のための施設・設備の設置・整備、及びその適正な維持管理(1/2)

黄色:認定必須項目

中項目	小項目【審査基準】	認定に必要な資料	ポイント	備考	参考資料
トイレ	<p>建設工事現場に設置されている建設技能者のためのトイレ(建設技能者以外の者が使用することを認めないものではない)のうち、下記の条件を満たしたトイレが1台以上(現場に男女がいる場合は、男女別にそれぞれ1台以上)設置されていること。</p> <p>I. 仮設トイレを設置している場合</p> <p>①建設技能者が使用することを主たる目的として設置されていること</p> <p>②清潔に維持管理されていること</p> <p>③国土交通省が定める以下「快適トイレ」仕様を満たしていること</p> <p>1. 快適トイレに求める標準仕様</p> <p>(1)洋式便座</p> <p>(2)水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付きを含む)</p> <p>(3)臭い逆流防止機能(フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること)</p> <p>(4)容易に開かない施錠機能(二重ロック等) (二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)</p> <p>(5)照明設備(電源がなくても良いもの)</p> <p>(6)衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)</p> <p>2. 快適トイレとして活用するために備える付属品</p> <p>(7)現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示</p> <p>(8)入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)</p> <p>(9)サンタリーボックス(女性専用トイレに限る)</p> <p>(10)鏡付きの洗面台</p> <p>(11)便座除菌シート等の衛生用品</p> <p>II. 既存建物のトイレを賃借している場合等既設の常設トイレを使用している場合</p> <p>上記「I. 仮設トイレを設置している場合」における①、②および③の内、(2)、(7)、(10)</p>	<p>①実施報告書のチェックリストに実施事項を記入するとともに、②トイレの外観および内部写真を記載すること(現場に男女がいる場合は、男女別に写真を記載すること)</p>	-	<p>「I. 仮設トイレを設置している場合」と「II. 既存建物のトイレを賃借している場合等既設の常設トイレを使用している場合」で実施報告書の書式が別になっている(チェックリストが異なる)ので留意すること</p>	<p>「現場の環境整備(快適トイレの標準仕様等)」(国交省)</p>

■ 審査基準 (3/4ページ)

(B) 作業所(作業現場)における、建設技能者の生活環境向上のための施設・設備の設置・整備、及びその適正な維持管理(2/2)

黄色:認定必須項目

中項目	小項目【審査基準】	認定に必要な資料	ポイント	備考	参考資料	
建設技能者が利用可能な詰所内の施設、設備	⑦ 冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること。	施策が実施されたことを示す写真を記載すること。ただし、写真のみでは施策の実施内容が不明確と思われる場合は、施策の具体的な内容を文章で説明すること。	—			
	⑧ 下記の条件を満たした屋外喫煙所の設置(屋内全面禁煙)または喫煙室の設置(空間分煙)の方法により、受動喫煙防止対策をしていること。 Ⅰ. 屋外喫煙所の設置(屋内全面禁煙)の場合 ①建物の出入口や窓、屋外の人の往来が多い区域から可能な限り離して設置していること ②煙の建物内への流入防止のため、空気の流れ等を考慮した場所に設置していること Ⅱ. 喫煙室の設置(空間分煙)の場合 ①専ら喫煙のために利用されることを目的とした室であること ②煙が拡散する前に可能な限り吸引し、屋外に排出できる、屋外排気装置が設置されていること ③煙の漏洩防止のため、出入口から喫煙室内に向かうスムーズな気流を確保していること	①実施報告書のチェックリストに実施事項を記入するとともに、②写真を記載すること。	—	「Ⅰ. 屋外喫煙所の設置(屋内全面禁煙)の場合」と「Ⅱ. 喫煙室の設置(空間分煙)の場合」で実施報告書の書式が別になっている(チェックリストが異なる)ので留意すること	職場の受動喫煙防止対策リーフレット/職場の受動喫煙防止対策の実施について(厚労省)	
	⑨ 清潔性を維持するための設備の設置(シャワー室、洗濯機、乾燥機、等) ※洗面所は不可(「快適トイレ」の要件に含まれているため)	施策が実施されたことを示す写真を記載すること。ただし、写真のみでは施策の実施内容が不明確と思われる場合は、施策の具体的な内容を文章で説明すること。		1		
	⑩ 救命のための施設、設備(AED、救護室等)の設置			1		
	⑪ 食事提供のための施設、設備(食堂、売店[自販機]、冷蔵庫、電子レンジ、等)			1		
	⑫ 更衣室(各自に専用の鍵付きロッカーが割り振られていること)の設置			1		
	⑬ 小項目⑥～⑫に該当しない、「健康・衛生保持のための」、または「利便性向上のための」、施設、設備	①施策の具体的な内容を文章で説明するとともに、②その施策が実施されたことを示す写真を記載すること。	1			

■審査基準 (4/4ページ)

(C) その他

黄色:認定必須項目

中項目	小項目【審査基準】	認定に必要な資料	ポイント	備考	参考資料
社会保険や建退共への加入推進	⑭ 下請会社および現場入場者に対する社会保険加入の周知徹底・指導等を実施していること。 【周知徹底・指導等の内容】 1. 一次下請企業について (1) 一次下請企業に対して、元下請契約時等において企業単位および労働者単位で社会保険への適正な加入を徹底するよう指導している。 (2) 契約後に加入状況を確認し、未加入の場合は適正な加入を徹底するよう指導している。 2. 二次以下の下請企業について (1) 二次以下の全ての下請企業に対して、一次下請企業等を介し上記1.(1)と同様の指導をしている。 (2) 元下請契約後に二次以下の加入状況を確認し、一次下請企業等を介し上記1.(2)と同様の指導をしている。	①指導方法、②加入状況の確認方法について記載すること。	—		「社会保険加入促進要綱」/「社会保険の加入に関する実施要領」(日建連 2016年9月21日)
	⑮ 建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること	①掲示している建退共制度適用標識シールの写真、②加入周知の方法について、記載すること。	—		
働き方改革に資する取組み	⑯ ・4週5閉所以上の実施(この場合、4週5閉所は原則として各月の第2土曜日を閉所することとする) ・4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする) 【A受付】2018年4月1日から2018年10月31日まで 【B受付】2018年4月1日から2019年2月28日までの間の閉所状況を記載 ※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)	2018年4月1日以降における、月ごとの閉所実績を記載すること。 ただし、現場の開所が2018年4月1日以降の場合、現場開所月の翌月以降における、月ごとの閉所実績を記載すること。	最大3	閉所日数の合計値に応じて、下記のように扱う。 4週5閉所相当以上:必須 4週6閉所相当以上:3点	「週休二日実現行動計画(日建連 2017年12月)」
安全衛生教育の推進	⑰ 建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)		1		「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」(2016年12月16日)及び「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(2017年6月9日)
安全及び健康に関する意識啓発	⑱ 職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等	①施策の具体的な内容を文章で説明するとともに、②その施策が実施されたことを示す写真を記載すること。	最大3	1施策につき1ポイント(最大3ポイントまで)	
建設業に対するイメージアップへの貢献	⑲ 工事関係者以外との懇親イベントの開催、見学会の開催、等		最大3	1施策につき1ポイント(最大3ポイントまで)	

○参考資料○

資料項目	URL
「現場の環境整備(快適トイレの標準仕様等)」について (国交省)	http://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html
	http://www.mlit.go.jp/common/001140808.pdf
職場の受動喫煙防止対策の実施について (厚労省)	http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/110509-1.pdf
	http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyouku/0000085286.pdf#search
社会保険加入促進要綱／社会保険の加入に関する実施要領 (日建連 2016年9月21日)	http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/06/join_outline_2016_09.pdf
	http://www.nikkenren.com/sougou/pdf/ikusei/06/insurance_promo_2016_09.pdf
時間外労働の適正化に向けた自主規制の試行について (日建連 2017年9月22日)	http://www.nikkenren.com/publication/detail.html?ci=268
	http://www.nikkenren.com/publication/pdf/268/jikangairoudoutekiseikajishukisei.pdf
週休二日実現行動計画 (日建連 2017年12月)	http://www.nikkenren.com/publication/detail.html?ci=267
	https://www.nikkenren.com/publication/pdf/267/shukyufutsukakoudoukeikaku.pdf
建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 111 号)	http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000101.html
	http://www.mlit.go.jp/common/001177697.pdf
建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画 (2017年6月9日閣議決定)	http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000108.html
	http://www.mlit.go.jp/common/001188045.pdf

※URLは、2018年9月20日時点のものである